

令和8年2月25日

分任契約担当  
陸上自衛隊飯塚駐屯地  
第366会計隊飯塚派遣隊長 荒木 渉

第366会計隊飯塚派遣隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	排水微生物処理	陸上自衛隊飯塚駐屯地	8.4.1～9.3.31	8.2.25	8.3.6 1000	8.3.6 1030	なし	
2	被曝放射線測定	陸上自衛隊飯塚駐屯地	8.4.1～9.3.31	8.2.25	8.3.6 1000	8.3.6 1030	なし	
3	ごみ収集運搬ほか1件	陸上自衛隊飯塚駐屯地	8.4.1～9.3.31	8.2.25	8.3.6 1000	8.3.6 1030	なし	
4	クラウンほか73件	陸上自衛隊飯塚駐屯地	8.4.1～9.3.31	8.2.25	8.3.6 1000	8.3.6 1030	なし	

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒802-0981

住 所 福岡県飯塚市津島282  
契約機関名 陸上自衛隊飯塚駐屯地第366会計隊飯塚派遣隊（担当 松尾）  
電話番号 0948-22-7651（内線386）  
FAX番号 0948-22-7053

## 見積依頼書

業者各位

分任契約担当官  
陸上自衛隊飯塚駐屯地  
第366会計隊飯塚派遣隊長 荒木 渉

以下のとおり見積を依頼します。

### 1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6S7L10C00070	6SR01CD0001 0001						
品名 または 件名							
排水微生物処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
12.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
陸上自衛隊飯塚駐屯地				飯塚駐屯地業務隊補給科糧食班			
搬入場所				納期または工期			
小路2尉：内線（370）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

### 2 契約条項を示す場所

入札心得等については西部方面隊ホームページ及び陸上自衛隊飯塚駐屯地第366会計隊飯塚派遣隊事務室に掲示する。

### 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和8年3月6日（金）10時00分 飯塚駐屯地会計隊事務室

### 4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

### 5 注意事項

#### (1) 見積書提出方法

上記3の「提出日時場所」に記載する日時までに見積書を提出してください。

提出に当たってはFAXによる提出を可としますので、押印された見積書の送付は不要です。

#### (2) 見積金額記載上の注意事項

見積書に記載された金額に当該金額の消費税等相当額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は消費税にかかるとする事業者か免税事業者かを問わず、消費税抜きの単価及び金額を見積書に記載してください。

#### (3) 契約相手方の決定通知

提出された見積書の記載金額が当方所定の予定価格の制限の範囲内であり、かつ最も安価な金額の提示を行った者を契約の相手方とします。落札者には見積合せ日の翌日までに、FAXにおいて発注書等を送付します。

#### (4) 契約書の作成については契約金額等を考慮し、別途指示します。

#### (5) その他

・見積りに当たっては、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の各契約条項を遵守できることを前提とします。

#### (5) 仕様書の内容に疑義等がある者については、下記の規格の担当者に対し入札前までに問い

合わせるものとする。

・見積りを辞退する場合には、辞退書を提出してください。（見積書の金額欄に「辞退」と明記しFAXで送付）

・見積書は送付した見積書を使用して下さい。社内規則等で困難な場合は見積書に記載されている契約条項を遵守する旨及び暴力団排除の誓約についての記載を行って下さい。

・見積書や仕様書等をデータ（エクセル等）で必要な場合は、別紙「市場価格調査のご協力のお願いについて」に記載するアドレスまで送付を希望するメールアドレスからメールを送付し、併せて下記まで電話で依頼してください。

#### (6) 見積及び契約事項に関する問い合わせ先

〒820-0064

福岡県飯塚市津島282 陸上自衛隊飯塚駐屯地第366会計隊飯塚派遣隊 担当：松尾

TEL 0948-22-7651（内線386） FAX 0948-22-7053（直通）

#### (7) 品名・規格（仕様）に関する問い合わせ先

飯塚駐屯地業務隊補給科糧食班 小路2尉：内線（370）



令和8年2月25日

業者各位

陸上自衛隊飯塚駐屯地  
第366会計隊飯塚派遣隊 担当:松尾

## 市場価格調査のご協力のお願について

お世話になっております。

下記契約案件について、入札(見積)に先立ち、市場価格調査を依頼します。

件 名: 排水微生物処理

市場価格調査提出日: 令和8年3月4日

市場価格調査提出要領: FAX又はメールにより回答

FAX:0948-22-7053(直通)

メール 366fin\_iizukadet\_wafin\_wa@inet.gsdf.mod.go.jp



連絡事項: 上記の「市場価格調査提出日」までに、ご回答の程お願いいたします。

回答については別紙の「市場価格調査書」の単価欄に市場価格を記載するとともに、下部の会社名等記入欄に担当者氏名・連絡先とともに記載し回答をお願いします。

なお、記載する単価等は納地(履行場所)に応じた送料等も加味したものとし、消費税等相当額については含まない(税抜)金額での記載をお願いします。

また、メールにより回答を送付した際はお手数ですが、下記電話番号へ、メールで送付した旨のご連絡をお願いいたします。

その他: 本依頼及び入札(見積)についてご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

〒820-0064

福岡県飯塚市津島282

陸上自衛隊飯塚駐屯地

第366会計隊飯塚派遣隊 担当:松尾

TEL:0948-22-7651 内線(386)

FAX:0948-22-7053(直通)



隊長	補給科長
了 R7. 11. 11	了 R7. 11. 10

仕様書番号	3
作成年月日	令和7年11月9日
作成部隊名	陸上自衛隊 飯塚駐屯地業務隊
作成者	補給科糧食班長 2等陸尉 小路 哲也

排水微生物処理役務に関する仕様書

自 令和8年 4月 1日

至 令和9年 3月31日

調達要求番号：

飯塚駐屯地業務隊仕様書		
排水微生物処理	作成部隊等名	飯塚駐屯地業務隊補給科
	作成責任者	2等陸尉 小路 哲也

## 1 総 則

### (1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊飯塚駐屯地において実施する排水微生物処理について規定する。

### (2) 用語及び定義

#### ア 検 査

検査とは、作業において法令などの規定、仕様書などに基づき、契約担当官の補助者が行う検査をいう。

#### イ 監督官・検査官

会計法第29条の3第1項に掲げる契約担当官の補助者として、調達品目等の監督又は検査を命ぜられた者をいう。

### (3) 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出における最新版とする。

- ア 下水道法第10条（排水設備の設置義務）
- イ 建設基本法第36条（技術的基準の政令への委任）
- ウ 建築基準法施行令（排水トラップ設置義務）
- エ 建設省告示第1597号（排水トラップ・阻集器設置基準）
- オ 水質汚濁防止法第2条（特定施設の定義・政令への委任）
- カ 水質汚濁防止法施行令（特定施設の指定）

## 2 役務に関する要求

### (1) 一般的要求事項

ア 本仕様書の規定に基づき、飯塚駐屯地食堂油分離槽を排水微生物処理機により浄化

#### イ 設置期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ウ 油分離装置（1台）で、油脂類を適切に処理する。

エ 月1回保守点検作業項目に基づき、点検を実施する。

オ 点検結果については毎月作業実施後、官側に通知し、確認を受ける。

カ 別紙「保守点検チェックリスト」

(2) 作業実施時間

作業実施0730～0830（基準）とし、細部は検査官と調整するものとする。

(3) 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、安全管理を徹底するものとする。

(4) その他の事項については、官側との調整による。

4 その他

施設等の損傷に対する代償

駐屯地の施設等に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに検査官に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、仕様書等について疑義を生じた場合は、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義が生じた場合は、検査官と協議するものとする。

保守点検チェックリスト

システム点検

1	電源・電気回路の安全点検並びにスイッチ、表示ランプ等の点検
2	装置作動点検
3	バイオ菌自動投入設定の点検（投入量、回数、開始時間）
4	前回補充分が正常に減っているかの確認
5	バイオ菌補充タンクの点検及びバイオ菌補充
6	ブロワ本体の点検（異常音、振動、熱の確認）
7	フィルタエレメントの清掃（4ヶ月に1回程度）
8	ブロア配管の亀裂、エア漏れ、破損、老化の点検
9	散気管の点検

グリストラップ槽内の点検

1	悪臭は発生していないか（グリストラップ及び厨房）
2	エアレーションは各槽適量出ているか
3	油脂スカムの分解状況の確認（状況、質、量）
4	ストレーナ（受けカゴ）状態確認
5	バキューム清掃の有無